

3 平成 29 年度幼稚園及び保育所の条例等の改正について

伊東市立幼稚園保育料徴収条例及び伊東市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正

(1) 改正内容

保育料の算定基準にふるさと納税（ワンストップ特例）の控除額を加える。

(2) 理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行による。

(3) 施行

幼稚園は、平成 29 年 10 月以降の幼稚園保育料から、保育園は、平成 29 年 9 月分以降の保育所保育料から施行。